

平成20年9月29日  
沖縄県土木建築部長

建設工事請負契約第25条第5項（単品スライド条項）の運用  
の拡充について

沖縄県土木建築部において、建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）について下記のとおり運用を拡充することとしました。

記

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、建設工事請負契約書に基づき「特別な要因により工期に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不当となったとき」に請負代金額の変更を請求できる措置である。

2 適用資材

鋼材類及び燃料油に加え、対象を拡大してその他の資材を追加

① 鋼材類及び燃料油〔適用日：平成20年7月11日〕

② その他の資材〔適用日：平成20年9月29日〕

3 対象工事

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事

ただし、部分払いの対象となった出来形部分払い等については対象外とする。

4 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格の上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を変更する。（1%は、受注者の負担とする。）

5 具体的な算定方法

具体的な算定方法については、鋼材類及び燃料油の単品スライド条項の運用基準の取扱いに準じて行う。

6 内容の問い合わせ

土木建築部技術管理課

TEL：098-866-2374

FAX：098-866-2506